

(平成23年2月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時は、班ごとに国民年金保険料を集めて、全員が納付すれば奨励金が班に入ってくるようになっていた。自分が納付しなければ班の人に迷惑を掛けるので、納付しないことは考えられない。役場から督促などは受けておらず、未納であるはずはないと思うので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、その夫と共に事業所を経営し、申立期間の 3 年後には当該事業所を法人化して厚生年金保険に加入するなど、生活状況は安定していたものと考えられるほか、当該期間の前後において、転居等の事情も無いことから、申立期間当時、国民年金保険料を欠かさず納付していたとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 690

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時は、班ごとに国民年金保険料を集めて、全員が納付すれば奨励金が班に入ってくるようになっていた。自分が納付しなければ班の人に迷惑を掛けるので、納付しないことは考えられない。役場から督促などは受けておらず、未納であるはずはないと思うので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、その妻と共に事業所を経営し、申立期間の 3 年後には当該事業所を法人化して厚生年金保険に加入するなど、生活状況は安定していたものと考えられるほか、当該期間の前後において、転居等の事情も無いことから、申立期間当時、国民年金保険料を欠かさず納付していたとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額のうち、平成14年4月から17年12月までの期間は20万円に、18年1月から同年12月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

また、平成15年8月13日、同年12月28日及び17年8月13日の標準賞与額に係る記録を30万円、40万円及び38万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年3月20日から19年4月1日まで
② 平成15年8月13日
③ 平成15年12月28日
④ 平成16年8月13日
⑤ 平成16年12月28日
⑥ 平成17年8月13日
⑦ 平成17年12月28日
⑧ 平成18年12月28日

申立期間に係る標準報酬月額は、私がA社から実際に受け取っていた給与額と相違している。

私は、申立期間の一部における給与明細書及び3回分の賞与明細書を持っているので、申立期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定

し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、B市が保管する申立人に係る平成15年分、16年分及び17年分の給与支払報告書、18年分及び19年分に係る所得額・課税額証明書、申立人が提出した給与支払明細書、及び申立事業所に係る19年分の給与所得の源泉徴収票において推認できる報酬月額及び厚生年金保険料額から、当該期間のうち、14年4月から17年12月までの期間は20万円、18年1月から同年12月までの期間は22万円に訂正することが妥当である。

2 申立人の申立期間②、③及び⑥に係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与の支払明細書において推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料額から、平成15年8月13日支給分は30万円、同年12月28日支給分は40万円、17年8月13日支給分は38万9,000円とすることが妥当と考えられる。

3 申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③及び⑥の賞与については、当該期間において申立事業所の厚生年金保険被保険者であった全ての者についても、申立人と同様に標準賞与額の記録が無いことから、事業主による賞与支払届が行われておらず、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 一方、申立期間①のうち、平成19年1月から同年3月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額の方が、申立事業所が交付した当該期間に係る源泉徴収票等から推定される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていると推認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間④、⑤、⑦及び⑧については、申立人は賞与支払明細書等を保管しておらず、申立事業所に照会したが、貸金台帳等の関連資料の提出も得られないため、賞与額及び厚生年金保険料控除等を確認することができ

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年12月までの期間、55年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年12月まで
② 昭和55年3月及び同年4月

申立期間の国民年金保険料については、帰郷後に、私の夫が、夫婦二人分の保険料を地区の集金人に納付した。申立期間に係る保険料領収書は保管していないが、納付していたことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立人の夫が、転居先の市の集金人（納付組織）に夫婦二人分の保険料を現金納付したと述べているところ、申立人の夫は、当該転居先の市において、昭和56年3月に国民年金の被保険者資格を取得していることが市の被保険者名簿で確認できるが、申立人については、当該転居先の市における国民年金の加入記録は見当たらない上、申立人の夫が転居後に納付したとする時点で、申立期間①及び②の一部の国民年金保険料は過年度保険料となるため、集金人に納付できなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人の夫が国民年金に加入した時期には、申立人は厚生年金保険の被保険者であり、夫婦二人が同時に国民年金の被保険者となる可能性のある期間は、当該厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の期間である昭和56年12月から57年3月までであるが、当該期間は未加入期間となっており、制度上、保険料を納付することができない期間であることから、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を集金人に納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 692 (事案 247 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から同年 10 月まで

私は、帰郷後の昭和 38 年*月、20 歳の頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の 3 か月分の国民年金保険料を 38 年 12 月にまとめて市役所の窓口で納付したことを記憶している。私は、若い頃から国民年金保険料の支払は国民の義務と想着てきたので、未納期間があることは考えられず、保険料を支払ったことは間違いない。

前回はこの申立てが認められなかったが、私は、20 歳のときに、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したことを覚えており、同市で納付した記録が無いことに納得がいかないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、平成 8 年 12 月、転居先の市役所において、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際、未加入期間であった申立期間について、国民年金被保険者資格を遡って追加取得したことが社会保険庁(当時)の記録により確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく 20 年 9 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな証拠等はないものの、20 歳になったときに A 市役所で手続を行い、国民年金保険料を納付したことは間違いないとして、当委員会に再申立てを行っているが、申立内容及び新たに聴取した内容は、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 693 (事案 529 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月

申立期間については、勤務先を退職後、再就職するため、役場で住民票の異動手続を行った際に、役場の受付で国民年金保険料を納付するように言われたので、以前の勤務先に照会して、国民年金に加入する必要があることを確認した上で、私の妻の国民年金保険料と一緒に納付した。私の妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私は国民年金に未加入とされていることに納得できない。

前回はこの申立てが認められなかったが、平成8年10月に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したのに、妻だけが同月分の保険料を9年2月に納付したこととなっていることに納得できない。妻だけが納付したとするなら、妻が書いた届出書類があるはずであり、それを確かめたいので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、「国民年金の加入手続をした平成8年10月に申立期間の国民年金保険料を私の妻の分と一緒に納付した。」と述べているが、町の納付組織別徴収簿の記録により、申立人の妻の平成8年10月分の国民年金保険料は9年2月に納付されていることが確認でき、申立内容と相違しているほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人については、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく21年6月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、妻だけ納付したとするなら、その届出書類を確かめたい

として、当委員会に再審議を求めているが、申立内容は新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人の妻の届出書類（国民年金種別変更届）に関しては、年金事務所に確認したが、既に保存期限を経過しており、廃棄済みであるとしている。